

津市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

平成24年3月14日訓第5号

(設置)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条の規定に基づき、津市鳥獣被害防止計画による被害防止施策を適切に実施するため、津市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 実施隊の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 防護柵の設置及び管理に係る指導に関すること。
- (2) 地域ぐるみでの鳥獣害対策に係る指導に関すること。
- (3) その他被害防止のため必要とする対策事業全般に関すること。

(指名)

第3条 実施隊の隊員は、本市の職員のうちから、市長が指名する。

(実施隊の庶務)

第4条 実施隊の庶務は、農林水産部農林水産政策課において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成24年3月19日から施行する。